

令和元年第7回(12月)川南町議会定例会会議録

令和元年12月16日(月曜日)

本日の会議に付した事件

令和元年12月16日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第76号 川南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例を定めるについて
- 日程第2 議案第77号 川南町総合計画条例の一部改正について
- 日程第3 議案第78号 川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第79号 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第80号 川南町保育所条例の一部改正について
- 日程第6 議案第81号 川南町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第7 議案第82号 川南町公民館条例の廃止について
- 日程第8 議案第83号 工事請負変更契約締結について
- 日程第9 議案第84号 工事請負変更契約締結について
- 日程第10 議案第85号 令和元年度川南町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第11 議案第86号 令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第87号 令和元年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第88号 令和元年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計
補正予算(第1号)
- 日程第14 選挙第1号 川南町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第15 請願第2号 川南町内の交通弱者の足の確保を求める請願
- 日程第16 請願第3号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの
中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める請願書
- 追加日程第1 発議第3号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの
中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める意見書
- 日程第17 議員派遣の件について
- 日程第18 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	岩切 拓也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長	三好 益夫 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	日高 裕嗣 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開議

○議長（河野 浩一君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。
しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時00分休憩

午前10時30分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1、議案第76号川南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を定めるについて、日程第2、議案第77号川南町総合計画条例の一部改正について、日程第3、議案第78号川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第79号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第5、議案第80号川南町保育所条例の一部改正について、日程第6、議案第81号川南町水道事業給水条例の一部改正について、日程第7、議案第82号川南町公民館条例の廃止について、日程第8、議案第83号工事請負変更契約締結（地域活性化拠点施設建築主体工事）について、日程第9、議案第84号工事請負変更契約締結（地域活性化拠点施設機械設備工事）について、以上、9議案を一括議題とします。

本、9議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。本委員会に付託されました議案は、議案第76号川南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を定めるについて、議案第77号川南町総合計画条例の一部改正について、議案第78号川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第79号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第80号川南町保育所条例の一部改正について、12月11、12日において関係課の職員の出席を求め、説明を受け質疑を行い慎重に審査を行いました。全ての議案が、出席議員の全員賛成で可決すべきものと決定しました。議案ごとに報告します。

議案第76号川南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を定めるにつ

いては、本町の各種条例に基づく申請等の手続について、情報通信を利用する方法を可能とするため、新たに条例を定めるものです。本町では、令和2年2月3日より印鑑登録証明書がマイナンバーカードと暗証番号を使ってコンビニ交付ができるようになります。マイナンバーカードを持ち歩くので、紛失しないようにとの意見がありました。討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第77号川南町総合計画条例の一部改正については、第6次長期総合計画を策定するためのものです。討論はなく全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第78号川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、公職選挙法施行令の改正に伴うものです。討論はなく、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第79号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、9月議会に一度提案されていましたが、国の間違いが多数あったことから取り下げられたものを今回再提案されたものです。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に基づくもので文言の改正が主なもので、改正前、改正後の対象説明がとてもし詳しいのは仕方がないのですが、分かりやすい資料の提供が欲しいとの意見がありました。討論はなく、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第80号川南町保育所条例の一部改正については、番野地保育所の民営化に伴うものです。民間への移行について、関係者の不満が生じないように、十分な説明・対応を求める意見がありました。提案に対して、もう少し具体的な資料の提出、説明がほしいとの意見がありました。討論はなく、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（徳弘 美津子君） 文教産業常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。各所管の担当課長及び担当職員の説明を受けました。

議案第81号川南町水道事業給水条例の一部改正について、令和元年10月1日から水道法の一部改正に伴うことにより改正するもので、現在川南町では町内指定業者16件、町外73件が指定されておりますが、今回の5年ごとの更新届をすることで事業所在地の確認や指定を受けても実際に工事を行っていない事業所の整備をするもので、令和2年から6年の5年間で更新を行っていきます。討論もなく、全員賛成で可決です。

議案第82号川南町公民館条例の廃止についてです。現在川南町公民館が建設されている敷地に川南町総合福祉センターを建設する計画に伴い公民館条例を廃止するものです。現在の公民館利用について確認をいたしました。現在は生涯学習講座などは公民館で行っておりません。今回公民館が廃止されることでこれまで利用されていた趣味のグループやスポーツ

団体の会議室、福祉関係の会合の利用など住民にとっての利用できなくなることへの懸念がありますが、補完施設として農村センターの広間や和室、また生涯学習センター、文化ホールや図書館の研修室などあり、公民館の現在の利用状況を見ても、それらの施設の空き状況に十分補完できるとの説明でした。公民館意義として社会教育法第20条に社会福祉の増進に寄与することを目的とはしておりますが、合わせて市町村教育委員会の事務の中の第5条で十分行うことができるとの説明でした。組織やソフト面として教育委員会の社会教育部門が公民館事業を担っているという認識との説明でした。公民館条例を廃止している自治体は293市町村（平成27年度）になりますが増えてきております。社会教育法ができたときに社会教育施設がなかった時代に公民館が推進してきた経緯があり、現在は時代の流れで変わってきている、と考えているとのこと。委員の意見では補完施設の説明で文化ホールの利用が少ないので今回の公民館が廃止されることで利用促進してほしいとありました。説明では多少金額が高いとのことでした。6つの別館はコミュニティ施設条例として承認されており、公の施設として様々な利用はできています。以上慎重に審査し全員賛成で可決です。

議案第83号工事請負変更契約締結についてです。建設課と産業推進課の説明を受けました。地域活性化建設主体工事が意匠の変更や追加工事による増額をするものです。本来の計画であったものが利用状況上、変更や追加、削除をするものです。毎週業者との工程会議で話し合いをしており、予算の範囲内で変更もしているとの説明がありました。

議案第84号工事請負変更契約締結について、地域活性化拠点施設機械設備工事はテイクアウトコーナーの追加で、水道メーターとガスメーターを個別4区になりますが、にするための工事で、説明によりますと個別の電気メーター工事についても今後追加工事として計上される予定です。この2つの議案については、委員の意見ではある程度の追加工事については見積もりした金額で賄うべきではないかななどの意見がでました。

以上慎重に審査し、全員賛成で可決です。以上報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第76号川南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を定めるについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第76号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 76 号川南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 77 号川南町総合計画条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 77 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 77 号川南町総合計画条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました

議案第 78 号川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 78 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 78 号川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 79 号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第79号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第79号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第80号川南町保育所条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第80号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第80号川南町保育所条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第81号川南町水道事業給水条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第81号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第81号川南町水道事業給水条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第82号川南町公民館条例の廃止について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（米田 正直） 議案第82号川南町公民館条例の廃止について、反対の立場で討論をいたします。まず、現在の公民館建設前、川南町は、戦後昭和26年に県内他市町村に先

駆けてすばらしい公民館が建設され、内容的にも多くの先輩たちが充実した公民館活動され、県内はもとより九州管内から見学に来られるほどの評価をいただいた実績を持っておりますことを申し上げたいと思います。川南町公民館条例は、昭和39年4月1日から施行されてきたものでありますが、改正等で時代の変遷をたどってきました。公民館の館が社会教育課の事務所にあったときにもそのまま条例は残されてきました。議案質疑の回答にもありましたが、社会教育は館を指すものではない。生涯学習センターでもその機能を果たしているということです。その理屈からすると今後その総合福祉センター建設のために取り壊しが予定されているため条例を廃止するというにはつながらないと思います。公民館の住所は改正されなければなりません、生涯学習センターの一部を公民館の代替として、社会教育法の根幹をなす公民館を残し、公民館の理念、目的を遂行していかなければならないと考えます。社会教育法の第1章の総則に社会教育のための機関として図書館は設置されています。が、公民館は社会教育法第5章に特別に定めてあります。第20条の公民館の目的は、今まで改正を受けてきていない社会教育法の中核条項であります。平成10年9月の生涯学習審議会答申も、地域共創、地域を共に創るということです。地域共創の課題をその中心としての公民館に託しております。2019年版社会教育法解説書によりますと、近年専任専門職員の配置を要件としないコミュニティセンターの設置や、各種の民間カルチャーセンター事業が多くみられ、住民の学習機会が拡大しているが、参加と実施を運営原理とし、職員必置を要件とする教育文化施設としての公立公民館が住民の学習権を保障の上で持つ意義には独自のものがある。世界成人教育会議でも再注目されており、公民館はその典型とみなされているとありますように、いかに公民館が重要かということでもあります。公民館は社会教育を推進していく拠点であり現在の自治公民館活動の基本をなすものと思われまます。コミュニティ施設設置条例は、地方自治法第244条の2第1項の公の施設ということでの根拠条例であり、具体的な条項がありません。公民館条例は、根拠に社会教育法第5章に委ねてあり、具体的な条文がなくても理解はできます。よって、公民館条例の代替としてのコミュニティ施設設置条例は認められないということでもあります。川南町公民館条例の廃止が、法に触れるから反対ということではなく、公民館がなくても生涯学習センターや現在の自治公民館で社会教育を実施されていることについては、なにも否定するものではありません。川南町自治公民館組織の運営に関する規則が定められていますが、自治公民館の定義が今一つ見えてこないのと、内容的に社会教育的要素は見当たりません。町内6つの自治公民館において、今後活動を継続していく上での基礎となる条例ができるまでは、公民館条例は残すべきであるということです。実際に、今の自治公民館役員等に携わっている人には、理解できるはずであります。自治公民館のあり方が各地域で問題視されていますが、その根本となる川南町公民館条例を廃止すれば、なお一層の混乱を招くのではないのでしょうか。住民自治と公民館をもう一度見直すという観点に立ち、今回の議案第82号川南町公民館条例の廃止について、反対

するものであります。同僚議員の皆様の反対同意を得て、川南町の住民が分かりやすく、参加しやすい、持続可能な公民館活動にすべきだということを強く訴えて反対討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。これから議案第 82 号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔 起立多数 〕

起立多数であります。従って、議案第 82 号川南町公民館条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 83 号工事請負変更契約締結（地域活性化拠点施設建築主体工事）について討論を行います。討論はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第 83 号工事請負変更契約締結について、反対の立場で討論いたします。本議案につきましては、川南町の本年度、また将来にわたって町の目玉となる地域活性化拠点施設建築主体工事の契約変更の議案であります。委員長報告によりますと、毎週業者との工程会議で話し合いをしておるといようなことではありますが、当然本事業については、町の将来を、産業の活性化について左右する案件でありますから、本議案については、6月議会においていろいろ毎週業者と工程会議を行い、6月議会に事業費にかける0.8%、6月議会において工事請負契約の議案が議決されました。その後、10月議会において政府の消費税10%が決定しましたので、10%の契約変更契約の議案が11月臨時議会において議決されております。にもかかわらず、本議会において11月議会で議決された事業費に対して、デザインの変更追加工事等による増額する契約変更の議案が提出されておりますが、ということですね、毎週業者との工程会議を話し合っておるとい委員長報告してありませんが、結果的に2度も変更契約を議会に提案するということは、話し合いをしていないということ立証するものであり、今後オープンにあたってですね、いろいろ問題が生じるのではないかと懸念がありますので、本議案に反対するものであります。

○議長（河野 浩一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第 83 号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔 起立多数 〕

起立多数であります。従って、議案第 83 号工事請負変更契約締結（地域活性化拠点施設建築主体工事）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 84 号工事請負変更契約締結（地域活性化拠点施設機械設備工事）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第 84 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 84 号工事請負変更契約締結（地域活性化拠点施設機械設備工事）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 85 号令和元年度川南町一般会計補正予算（第 5 号）、日程第 11、議案第 86 号令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 12 議案第 87 号令和元年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 13 議案第 88 号令和元年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算（第 1 号）、以上、4 議案を一括議題とします。

本 4 議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案について報告を申し上げます。

議案第 85 号令和元年度川南町一般会計補正予算（第 5 号）については、歳入歳出予算の総額に 2 億 2,357 万 1 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 111 億 7,025 万 8 千円とするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行うものです。総務厚生常任委員会では、基金の取崩しと起債が増えているので、収入に見合った支出をしていないのではとの意見がありました。ふるさと納税について、さらなる努力を求めるとともに、企業ふるさと納税に努力を求める意見がありました。討論はなく、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第 86 号令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）については、歳入歳出の総額に、それぞれ 9,001 万 5 千円を追加し、予算の総額を 22 億 9,772 万 7 千円とするものです。討論はなく、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（徳弘 美津子君） 議案第 85 号令和元年度川南町一般会計補正予算（第 5 号）についてです。現地確認し各担当課から説明を受けました。まず、農地課の排水路補修工事は浪掛地区の本体工事は既に決定しておりましたが、工事を行うための仮設道設置に伴い土搬入をしないと工事ができないことで運搬などに係る追加予算です。産業推進課では水産生産基盤整備事業の負担金として町の 10%負担として 1 億円計上するものです。通浜漁港内の防波堤新設として平成 29 年度から 10 か年事業実施されています。令和元年度総事業費は当初予算から合わせ 14 億 700 万円となり、町の負担は 10% 1 億 4,070 万円になります。この事業は漁港内に大波や砂が侵入するのを抑え、漁港の持つ水産物の生産、流通基盤としての機能を果たすほか、津波襲来時には背後集落の被害を最小限に抑えるという防災面での重要な役割を果たすことが期待できるとの説明です。企業立地促進奨励金 7,090 万円はくみあいチキンフーズの工業立地促進奨励金として工場等用地取得 1 億 9,609 万 6 千円の 2 分の 1 の助成金ですが、上限 5,000 万円となっていますのでその金額。同じく関連施設助成金 93 億 9,600 万円の 2 分の 1 の助成ですが、同じく上限 2,000 万円となっておりますのでその上限で、合計金額で計 7,000 万円になります。固定資産として 3 年間は免除となっております。その後年間約 7,000 万円、減価償却されますので年々減少が見込まれ、法人住民税として地元自治体に 14%入る予定です。エムティーシーは雇用促進奨励金として 3 人分 1 人当たり 30 万円の 90 万円ですが 1 年限りとなります。観光振興費として消耗品はパーキングオープンに向け入場者に配布するノベルティグッズ 500 円で 2,000 個配布の予定です。土木費の住宅費 100 万円では町営住宅の退去時により改修を必要とする費用で、畳や襖などは前入居者の負担ですが、経年劣化による修繕、流し台などが含まれますが必要になってきております。3 階建て住宅も建設年度が長いものは入居者がいない状況です。補修についても入居者が決定してから行います。以上、慎重に審査し全員賛成で可決です。

議案第 87 号令和元年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）です。決算により前年度繰越のうち 1,308 万 2 千円を一般会計へ繰り出すものです。消費税 295 万円については平成 29 年度までは簡易課税でしたが平成 30 年度から本則課税にすることにより増額となっており今回の計上となりました。使用料 5,000 万円以下については本則課税か簡易課税かを年度初めに選択する必要があります。今後更新工事などが必要になった場合、本則課税は還付対象になることから平成 30 年度は本則課税にしたものです。以上、慎重に審査し全員賛成で可決です。

議案第 88 号令和元年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算（第 1 号）です。この事業は畑かん県営事業が終了するまで時限的に行う事業で、今回の補正予算 131 万 5 千円は大口畜産農家の利用料が増えたことで収入が見込め、合わせて使用料として利用量

に合わせて土地改良連合に支払うものです。委員会での意見では県単事業が予定の令和6年この事業が終了した時に大口畜産農家などへ事前に協議して、今後水の確保をどうするのか周知していくべきではないかとの意見があがりました。以上、慎重に審査し全員賛成で可決です。

以上、文教産業常任委員会に付託されました議案について報告をいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で、委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第85号令和元年度川南町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第85号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第85号令和元年度川南町一般会計補正予算（第5号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第86号令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第86号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第86号令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 87 号令和元年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第 87 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 87 号令和元年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 88 号令和元年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第 88 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 88 号令和元年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算（第 1 号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14、選挙第 1 号川南町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

現在の選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が、12 月 22 日で満了する旨、選挙管理委員会委員長から通知を受けましたので、地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定により選挙を行うものです。

なお、定数は選挙管理委員会委員、同補充員ともに 4 名であります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には、永田 雄三君、押川 文男君、大山 喜美子君、宮本 和史君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名いたしました永田 雄三君、押川 文男君、大山 喜美子君、宮本 和史君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員を指名いたします。

第1順位松本 義幸君、第2順位是澤 京子君、第3順位永友 鐵雄君、第4順位永友 政満君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名した方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名いたしました、第1順位松本 義幸君、第2順位是澤 京子君、第3順位永友 鐵雄君、第4順位永友 政満君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

ただ今、当選されました方には、議長から文書をもって当選の告知をいたします。

日程第15、請願第2号川南町内の交通弱者の足の確保を求める請願を議題とします。

本請願は、常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 請願第2号川南町内の交通弱者の足の確保を求める請願については、総務厚生常任委員会と文教産業常任委員会の連合審査として、福祉課、建設課の職員の出席を求め、説明を受け質疑を行い慎重に審査を行いました。法的なことも

ありますが、高齢化社会を迎えて、川南町内の交通弱者に対する移動サービスをどう進めて行くかの糸口となる。町民に喜ばれるものにするようにとの意見がありました。採決は、総務厚生常任委員会で行い、出席議員の全員賛成で採択すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で、委員長報告を終ります。

ただ今の委員長報告は、採択であります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

請願第2号川南町内の交通弱者の足の確保を求める請願について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから請願第2号について、採決します。

お諮りします。

この請願は、委員長報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、請願第2号川南町内の交通弱者の足の確保を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。

ただ今採択されました請願の取扱については、議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、請願の取扱については、議長一任することに決定しました。

日程第16、請願第3号介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める請願書を議題とします。本請願は、常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 請願第3号介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める請願については、高齢化社会を迎えて安心して暮らせることがいいのですが、歳を

取ると身体のあちこちが痛い、歩くのが一番だと歩いていたが、こけて骨折、入院となった等々身近な問題です。介護問題は避けては通れません。父や母が兄弟、連れ合いがなど介護に何らかのつながりがあります。最近では夫婦で介護をしていて、妻を夫が殺す事件も身近で起こりました。介護保険は、予防と安心で暮らしを支える制度です。みんなの安心が保障される切実な意見が出されました。総務厚生常任委員会の出席議員の全員賛成で採択すべきものと決定しました。以上、報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で、委員長報告を終ります。

ただ今の委員長報告は、採択であります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

請願第3号介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める請願について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから請願第3号について、採決します。

お諮りします。

この請願は、委員長報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、請願第3号介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ここで、日程についてお諮りします。

ただ今、内藤 逸子議員ほか1名から発議第3号介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、順序を変更して追加日程として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、発議第3号を日程に追加し、順序を変更して議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前 11 時 25 分休憩

午前 11 時 30 分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。追加日程第 1、発議第 3 号介護保険利用料原則 2 割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める意見書についてを議題とします。

朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（内藤 逸子君） 介護保険利用料原則 2 割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める意見書、現在、政府内には、2020 年の通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められている。その中には、ケアマネージャーが作成するケアプランを有料にすることや、要介護 1、2 の生活援助、サービスを市町村が実施する総合事業に移すなど、さらなる給付の削減、負担増をはかる内容が盛り込まれています。ケアプランが有料になれば、介護保険サービスを減らしたり、介護保険そのものを利用できなくなることになりかねない。生活援助の削減は在宅での生活に困難をもたらし、家族の介護負担を増やすことに直結する。介護現場では人手不足がいつそう深刻化しており、介護福祉士の養成校では入学者の定員割れが続いている。必要な職員が確保できないため、施設を開設できなかつたり、事業所の一部閉鎖や廃業などの事態が生じている。サービスの削減、負担増の見直しでは高齢者の生活を守り、支えることはできない。これから高齢化がいつそう進展していく中、お金の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要な時に利用できる制度への転換はすべての高齢者、住民の願いであり、同時に、介護を担う職員が働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させる必要がある。以上の趣旨から、介護保険利用料原則 2 割負担、ケアプランの有料化、要介護 1、2 の生活援助の総合事業への移行など、サービスの抑制や負担増につながる制度の見直しを行わない。すべての介護従事者の賃金を引き上げ労働条件の改善をする。介護保険財政に対する国の負担割合を大幅に引き上げる。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。令和元年 12 月 16 日、衆議院議長大島理森殿、参議院議長山東昭子殿、内閣総理大臣安倍晋三殿、財務大臣麻生太郎殿、厚生労働大臣加藤勝信殿。宮崎県川南町議会。以上、提案します。

○議長（河野 浩一君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから発議第 3 号介護保険利用料原則 2 割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める意見書について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、発議第3号介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直し
の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める意見書については、原案
のとおり可決されました。

お諮りします。

ただ今可決されました意見書の取扱については、議長一任願いたいと思いますが、これに
御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、意見書の取扱については、議長一任することに決定しました。

日程第17、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました
議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定をいたしました。

日程第18、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件を議題とします。本件につ
きましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。議会運営委員
長から、会議規則第七十四条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、令和元年第7回 川南町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前 11 時 38 分閉会
